

議案第92号

磐田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

磐田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正
する条例を別紙のように制定するものとする。

令和5年11月24日提出

磐田市長 草地博昭

磐田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 磐田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年磐田市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の165」を「100分の175」に改める。

第2条 磐田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の磐田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の磐田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

磐田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

| 現行 | 改正案 |
|--|--|
| <p>(期末手当) 第5条 略 2 期末手当の額は、前項の者がそれぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略</p> | <p>(期末手当) 第5条 略 2 期末手当の額は、前項の者がそれぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略</p> |

磐田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表（第2条関係）

| 現行 | 改正案 |
|--|--|
| <p>(期末手当) 第5条 略 2 期末手当の額は、前項の者がそれぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略</p> | <p>(期末手当) 第5条 略 2 期末手当の額は、前項の者がそれぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略</p> |